

# 大田区案内誘導サイン整備指針

平成 29 年 3 月

大 田 区

# 大田区案内誘導サイン整備指針 目次

1 整備指針策定の背景と目的	P.1
2 サイン整備の現状と課題	P.1
3 整備指針の位置付けと活用方法	P.2
4 対象とするサイン	P.3
5 サイン整備基本方針	P.4
6 サイン整備を進めるエリア	P.4
7 整備基準	P.4
(1) サインの種類・形状等	P.4
(2) サイン配備に際しての留意点	P.5
(3) 配置	P.5
(4) 色	P.6
(5) 文字表記	P.6
(6) 掲載情報	P.6
8 ユニバーサルデザインへの対応	P.7
9 設置・管理の主体	P.7
10 設置の手続き	P.8
11 メンテナンス方針	P.9
12 民間との連携	P.9

## 1 整備指針策定の背景と目的

大田区は、日本の空の玄関口である羽田空港を擁しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催決定や、国の観光立国推進施策の進展に伴い、一層増加が見込まれる国内外からの来訪者に対するおもてなしを充実していく必要があります。

また、大田区は、高度な技術力を持つ多くの町工場、賑わいのある商店街、田園調布に代表される美しいまちなみや多摩川などの豊かな自然、歴史ある伝統文化、多国籍グルメなど、多彩な魅力にあふれており、区民や来訪者にまち歩きを楽しんでいただけるよう、まちの環境を整備する必要があります。中でもサインは、誰もが円滑にまち歩きをするために欠かせないツールです。

区は、大田区らしい多彩で魅力的な景観のあるまちを目指して、平成25年10月に景観計画を策定しました。この景観計画は、地域特性を反映したきめ細かい良好な景観を形成することを目的としています。サインは、本来の役割である情報提供や誘導に加え、まちの魅力をアピールし、おもてなしの心を表すものであるとともに、まちの景観を形成する大きな要素でもあります。

一方で、ICTの進展・普及により、目的地へのルートを事前に検索したり、電子地図等を見ながら移動する人が増えていることから、サインの役割にも変化が生じてきています。サインの機能と景観向上の両側面を考慮し、出発地点から目的地までの点と点を結ぶという視点から、周辺情報を含む総合案内サインを効率的・効果的に配置することで、大田区を訪れる人をまちなかへと誘導し、大田区の魅力に触れてもらうことも考慮する必要があります。

本整備指針は、区民に住んでいるまちへの誇りと愛着が湧き、訪れる人がまちの魅力を感じることができるよう、区内の各地域の特性を活かし、良好な景観形成にも寄与する、誰にも分かりやすいサイン整備を推進していくための統一的な基準・手法を定めることを目的としました。

## 2 サイン整備の現状と課題

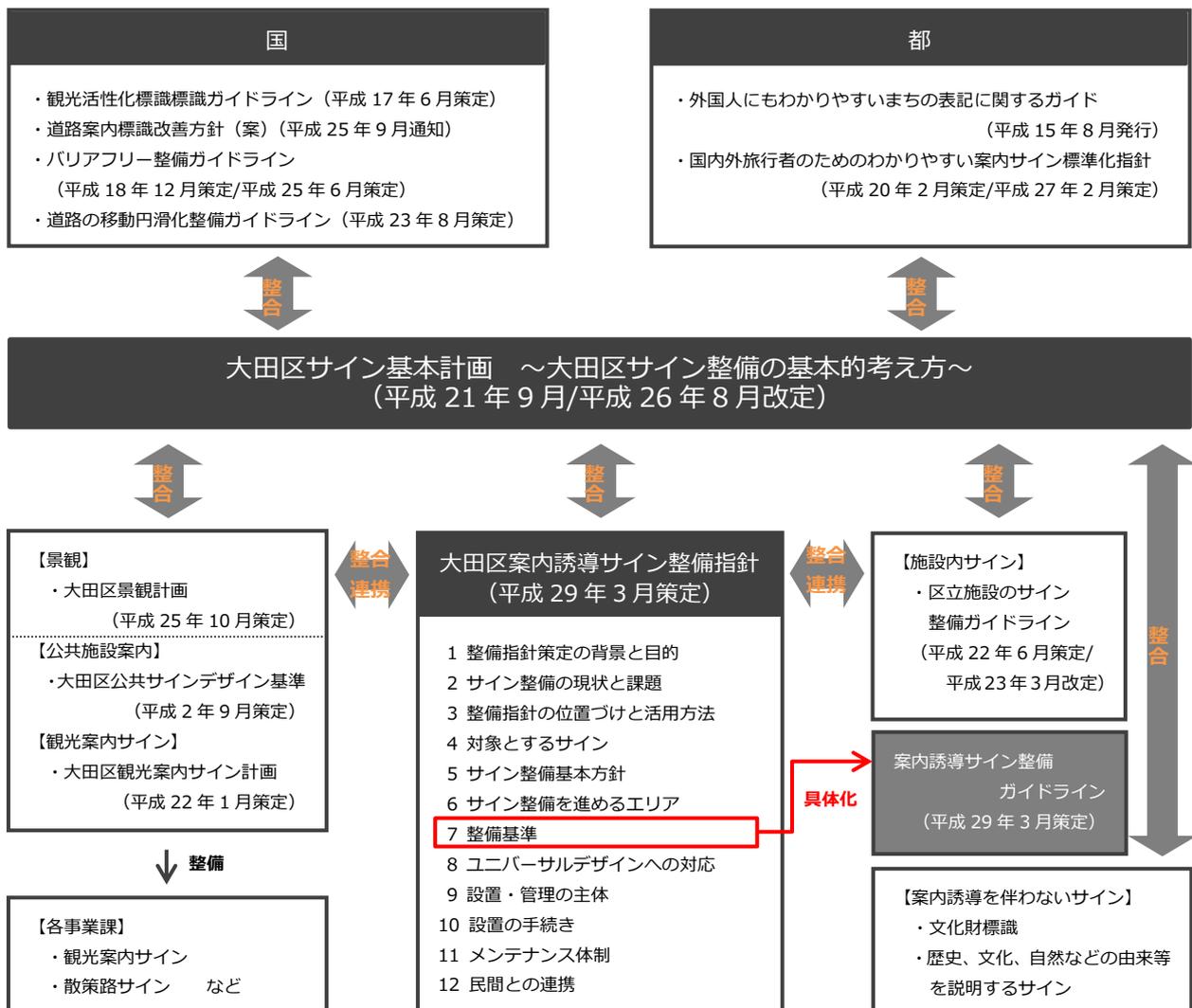
- (1) 各種事業の実施に伴い、個々の事業課が独自の判断でサインを設置しているため、様々なデザインのサインが乱立し、場所によっては視認性の低下や景観阻害を招いています。
- (2) サインごとに表記内容や地図のスケール等が異なっていたり、提供する情報量に過不足があります。また利用者目線での設置数、設置場所の適否についても検証が十分されていません。
- (3) 使用する文字の種類や大きさ、色調、多言語表記、ピクトグラムの活用など、ユニバーサルデザインへの配慮に関する統一基準が定まっていません。
- (4) どのような表記内容のサインがどこにどれだけ設置されているか、十分に把握されていないため、掲載情報が更新されていないものや、劣化や汚損により判読しづらくなって

いるものがあります。また、メンテナンスが十分行えないため、老朽化したサインによる事故の発生も懸念されます。

### 3 整備指針の位置付けと活用方法

本整備指針は、「大田区サイン整備の基本的考え方」（平成 26 年 8 月改定）を補完するものとし、区内を誰もが安全、快適かつ円滑に移動することができるための環境整備を目的として、大田区が設置・管理する案内誘導サインについて、庁内の統一基準を定めるものとします。

今後、区が案内誘導サインを設置・更新する場合や、維持補修を行うにあたっては、この指針に基づき実施することにより、サインを視認性に優れ、誰にもわかりやすく、景観と調和し、地域の魅力を発信できるものとし、大田区の思いやりとおもてなしの心を象徴するサイン整備を推進していくこととします。



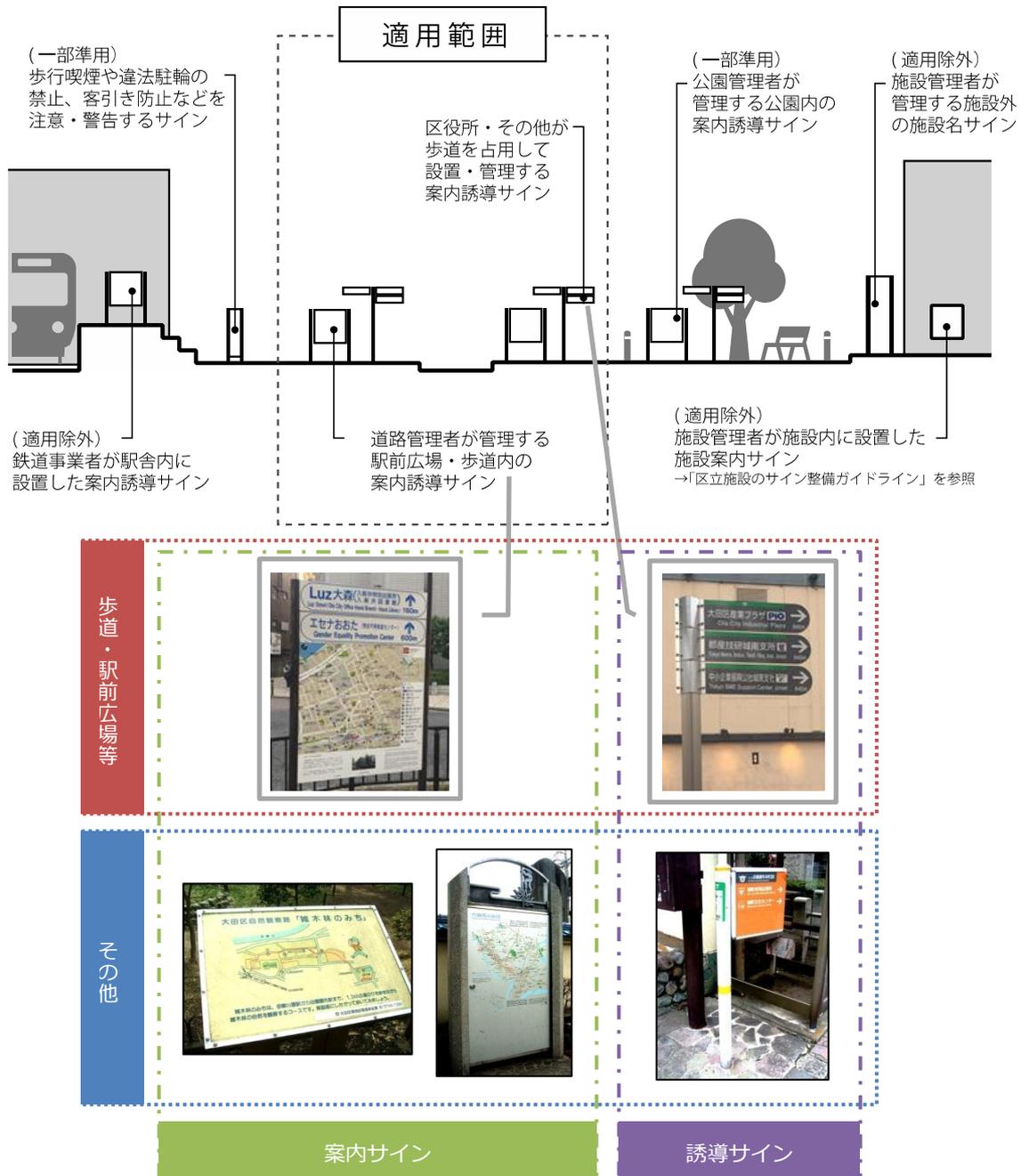
## 4 対象とするサイン

本整備指針を適用する対象は、区が設置・管理する屋外の案内誘導サイン（法令で様式を定めている道路標識を除く。）とします。また、歩行喫煙や違法駐輪の禁止、客引き防止などを注意・警告するサイン（立て看板・路面シールなどを含む）については、まちの景観向上の視点から、その機能を損なわない範囲で案内誘導サインとの統合を図る対象とします。

大規模公園などの中で、施設全体のデザイン・コンセプトに基づき設置されるサインについては、適用を除外することができるものとします。

区立施設内部等のサインについては、平成22年6月に「区立施設のサイン整備ガイドライン」を策定済みであり、この指針の適用外とします。

### 対象とするサインの例



## 5 サイン整備基本方針

案内誘導サインは、目的とする場所に円滑にたどり着くことができるためのツールであり、その機能を十分発揮できるようにすることがサイン整備の最大の要件となります。

また、区内外からその地域を訪れる人に対するおもてなしの心を表し、地域の魅力を知り楽しんでいただく上でも、重要な役割を担っています。

これらの点を踏まえ、本指針に基づくサイン整備にあたっては、以下の項目を基本方針として実施することとします。

- (1) 快適かつ円滑に目的地へ到着できるよう、適切な場所で、必要な情報を提供する。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人など、誰にもわかりやすいユニバーサルデザイン化を推進する。
- (3) 地域特性を活かし、地域の人々に愛されながら、地域の魅力を発信する。

## 6 サイン整備を進めるエリア

大田区には、西側の台地部や多摩川沿いの豊かなみどり、蒲田駅・大森駅周辺を中心とする賑わい、羽田空港周辺から臨海部へと続く水辺の風景、昔の街道沿いの風情が感じられる人情豊かな下町のたたずまいなど、個性あふれる地域ごとの特性があります。

区内外からの来訪者が、これらの地域の魅力を発見しながらまち歩きを楽しんでいただけるよう、サイン整備に取り組んでいきます。

## 7 整備基準

整備基準は、前述の基本方針に基づき、以下の視点を中心に定めることとします。

- I デザインや形式が統一されており、容易にサインに気付くことができる。
- II 適切な情報量と、単純かつ可読性の高い表記により、必要な情報が容易に入手できる。
- III 人の流れに応じて、迷いなく通りやすい位置に設置されている。
- IV 地域特性を活かしながら周辺の景観と調和し、視界や通行の妨げとならない。
- V 情報更新や補修など、良好なメンテナンスが行われ、正しい情報が得られる。

### (1) サインの種類・形状等

#### ① サインの種類（例）



案内サイン



誘導サイン

## ② 形状（例）



## ③ 材質・仕上げ

可能な限り防汚・難燃・耐磨耗・耐粘着・耐候性に優れたものとする。

## (2) サイン整備に際しての留意点

### ① 地域特性への配慮

- ・ サイン種別に応じて地域住民が考えるまちの魅力等をサインに取り入れ、PR することが望ましい。

### ② 分りやすさと景観への配慮

- ・ 景観と調和する色彩を採用し、周知サイン（注意喚起・禁止行為等）は「案内誘導サイン」と統合することで、総量の抑制を図ることが望ましい。

### ③ 他の案内誘導媒体との連携

- ・ パンフレット等の案内媒体、音・触知サイン、施設内部サイン等と連携を図ることが望ましい。

## (3) 配置

### ① 標準的な配置パターン

- ・ 案内サインは適切な地点から視認でき、誘導サインと効果的に併用のうえ設置する。また設置位置は他の誘導用ブロック等との位置関係に留意し、視認を妨げない箇所に設置する。
- ・ 設置予定場所から視認できる範囲内に他のサインがある場合は、既存サインの統合・廃止を図るよう配慮する。

### ② 既存サインとの統合等

- ・ 設置予定場所から視認できる範囲内に他のサインがある場合は、既存サインの統合・廃止を図るよう配慮する。

#### (4) 色

##### ① 本体色

- ・ 周囲のまちなみに調和する色彩とし、背景となるまちなみの色との明度差を考慮する。

##### ② 明度差

- ・ 明度差や色の組み合わせに留意し、文字や図の視認性を高めたものとする。

##### ③ カラーユニバーサルデザインへの配慮

- ・ 明度、形状の違い、文字・記号等を併用し、色に頼らなくても情報が得られるよう配慮する。

#### (5) 文字表記

##### ① 使用書体

- ・ 角ゴシック体を標準とし、ユニバーサルデザインに配慮した文字を使用する。

##### ② 日本語の表記

- ・ 原則として国文法、現代かなづかいによる表記とする。

##### ③ 外国語の表記

- ・ 日本語・英語の2言語を標準とする。

##### ④ 使用するピクトグラム

- ・ 原則として JIS 案内用図記号を使用する。

#### (6) 掲載情報

##### ① 案内サイン

- ・ 現在地情報の表示、主要な案内先への誘導、地図、凡例等の基本事項を掲載する。
- ・ 地図内は2か国語（日本語・英語）、凡例は4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）を標準とする。
- ・ 見やすさに配慮した情報量とし、地図上には地図記号又はピクトグラムを表示する。
- ・ 方位記号、現在地表示、マーク、距離表示等の記号を地図に表示する。
- ・ 由来書きや周辺情報を併せて表示し、その土地の由来・歴史・観光資源などの PR を目的とした活用をすることができる。

##### ② 誘導サイン

- ・ 誘導先施設名、誘導施設までの距離等の基本事項を掲載し、誘導方向を矢印で示す。
- ・ 進行方向に適した表示を行い、歩行者の導線に配慮した高さで掲出する。
- ・ 2か国語（日本語・英語）を標準とし、より多くの利用者が見込まれる公共施設や交通機関等については4か国語で表記することが望ましい。
- ・ 視認距離に応じた文字サイズの設定を行うことが望ましい。
- ・ アクセントカラーを使用する場合、本体色との明度差を4以上つけることが望ましい。

## 8 ユニバーサルデザインへの対応

案内誘導サインは、高齢者、障がい者、外国人などを始めとして、多種多様な主体が利用するものです。まちを往来する誰もが見やすい、わかりやすいサインを整備するため、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方を積極的に導入します。

### （１）高齢者・障がい者など、誰にもわかりやすいサイン

#### ① UDフォントの使用

- ・ 視認性に優れた角ゴシック体を標準とし、多くの人が読みやすいよう書体を改良したUDフォントを使用する。

#### ② 色に頼り過ぎない表示

- ・ 明度、形状の違い、文字・記号などを併用し、色に頼らなくても情報が得られるよう配慮することが望ましい。

#### ③ 視覚以外の案内

- ・ 必要に応じ音（チャイムや音声など）や触図（手で触ってわかる凸凹の図）を用いたサインを設置し、公共施設内や設備へ案内することが望ましい。

### （２）来訪外国人への配慮

#### ① 使用言語

- ・ 使用する言語は、日本語・英語の2言語を基本とする。

#### ② エリアに応じた表記

- ・ 外国人の居住者や来訪者が多いエリアについては、見やすい文字の大きさを確保することを前提に、必要に応じて英語以外の外国語表記を取り入れる。

## 9 設置・管理の主体

サインを効果的・効率的に設置し、良好に維持管理していくためには、サインの設置と管理を行う主体＝責任の所在を明確にしておく必要があります。

### 【設置者・管理者の考え方】

設置する場所		サイン種別	設置・管理を行う者
道路上	区が管理する道路	道路標識	都市基盤整備部
		道路標識とみなせるもの	事業主管課又は都市基盤整備部*
		上記以外	事業主管課
	その他（国道・都道・港湾道路・空港内道路等）		事業主管課
道路以外	公園内	公園施設とみなせるもの	事業主管課又は都市基盤整備部*
		上記以外	事業主管課
	区施設の敷地	全て	事業主管課
	国・都等の敷地		
	その他（私有地）		

※ 事前協議の結果、条件を満たせば設置・管理又はその両方を都市基盤整備部へ委任できる場合がある。

## 10 設置の手続き

区が管理する道路又は公園にサインを設置する予定の場合、あらかじめ都市基盤整備部へ協議します。

協議の結果、設置するサインが道路付属物（道路標識）及び公園施設（管理施設）となる場合は、都市基盤整備部の内規（「都市基盤整備部におけるサインの取扱いについて」平成 22 年 10 月 18 日、都市基盤整備部長決定）に従い取り扱います。なお、設置にあたっては下表のとおり手続きが必要となります。

設置場所		設置に必要な法令上の手続きと相手方
道路上	道路法が適用される道路	区道 道路占用許可 大田区都市基盤整備部道路公園課
		国道・都道 道路占用許可 国道：東京国道事務所品川出張所 都道：東京都建設局第二建設事務所
	上記以外	区有通路 認定外道路 公共物使用許可 大田区都市基盤整備部道路公園課
		その他 行政財産使用許可、土地使用貸借契約など 当該土地の所有者・管理者など
※道路交通法が適用される道路では、上記のほか所管警察署による道路使用許可が必要		
公園	区立公園	公園施設の設置許可又は公園占用許可 大田区都市基盤整備部地域基盤整備第一・第二課
	上記以外	東京都港湾局 所管公園 海上公園占用許可 東京港管理事務所臨海地域管理課海上公園管理係
		民間開発に伴い設置された自主管理公園については、当該公園を管理する者（マンション管理組合等）に必要な手続き等を確認
その他	公有地	行政財産使用許可など 当該土地の所有者・管理者など
	私有地	土地使用貸借契約など 当該土地の所有者・管理者など

### 手続きの流れ

#### ■ 設置場所の事業課案作成

- ⇒ 設置予定場所の土地所有者・管理者等の調査
- ⇒ 設置場所の土地所有者・管理者等との事前協議・現地立ち会い
- ⇒ 所管警察署との事前協議（道路交通法）が適用される道路に限る
- ⇒ 設置場所の確定、工事発注
- ⇒ 工事着手前に、各種許可等の申請・許可又は土地使用貸借契約の締結

## 11 メンテナンス方針

常に正しい情報を提供し、見やすい状態を保ちながら、維持管理コストを抑えていくため、使用する材質等について、メンテナンスが容易に行えるものを取り入れていくこととします。

### 工夫・配慮すべき事項

- ・ 汚れや落書き、シールなどが落としやすい・はがしやすい材質
- ・ 塗装不要なステンレス製の支柱など、後年度の手間が少ない丈夫な材質
- ・ 更新しやすいシール方式による表示 など

また、施設の移転や名称変更などによる標記内容の変更を漏れなく行うため、当該施設を所管する部局は区施設のみに留まらず、国・都・民間の施設等についても、移転・名称変更等の情報を得た場合には、速やかに庁内へ周知をすることとします。

## 12 民間との連携

円滑な誘導を行うためには、出発地点から目的地まで途切れない案内を行う必要があります。そのためには、移動手段となる鉄道・バス等の交通機関を運営する交通事業者との連携が欠かせません。国は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」や、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」等を、都は「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」等を定めて、交通事業者に対し協力を求めています。区においても、サインを設置する際には、これらの基準を斟酌しながら、近隣の駅やバスターミナル等の運営者への働きかけを行うなど、連続性のある誘導に努めることとします。

また、サイン整備を進めるエリア内や、サインが不足している地域では、区の関連施設の置き込みを伴う大規模開発などの機会を捉えて、民間の協力を得ながらサインの充実を図っていくこととします。

大田区案内誘導サイン整備指針

平成 29 年 3 月

発行 大田区企画経営部企画課

〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

電話 03-5744-1735

FAX 03-5744-1502